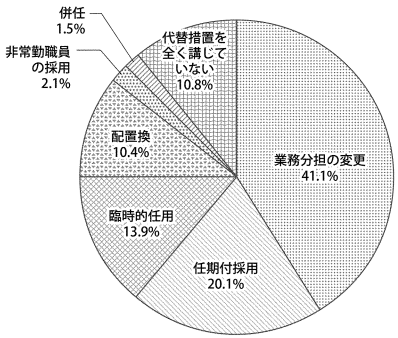
ウ　新規取得者（常勤職員）の代替措置

平成27年度に新たに育児休業をした職員の代替措置の状況は図５－５のとおりで、育児休業を取得した職員の89.2％について、その職員の業務を処理するために代替措置が講じられている。

図5-5　代替措置の状況（男女計）



エ　職務復帰等の状況

平成27年度に育児休業を終えた常勤職員のうち、育児休業中に退職した者又は職務復帰日に退職した者は、合わせて2.1％となっており、育児休業を終えた者の97.9％（前年度97.8％）が職務に復帰している。

⑵　配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇

ア　配偶者出産休暇

平成27年度に子が生まれた常勤の男性職員（6,851人）のうち、配偶者出産休暇を使用した者の割合は81.5％（5,585人）（前年度77.7％（5,526人））、平均使用日数は1.8日（前年度1.7日）となっている。

イ　育児参加のための休暇

平成27年度に子が生まれた常勤の男性職員（6,851人）のうち、育児参加のための休暇を使用した者の割合は59.4％（4,067人）（前年度49.8％（3,543人））、平均使用日数は3.7日（前年度3.4日）となっている。

ウ　配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇を合わせた使用状況

平成27年度に子が生まれた常勤の男性職員（6,851人）のうち、配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇を使用した者の割合は84.1％（5,764人）（前年度80.1％（5,701人））、配偶者出産休暇と育児参加のための休暇を合わせて５日以上使用した男性職員の割合は44.1％（3,019人）（前年度31.5％（2,244人））となっている。

⑶　育児短時間勤務

平成27年度に新たに育児短時間勤務をした常勤職員は156人（男性13人、女性143人）となっており、前年度に比べ、総数では22人増加（男性１人減少、女性23人増加）している。

⑷　育児時間

平成27年度に新たに育児時間を取得した常勤職員は1,371人（男性132人、女性1,239人）となっており、前年度に比べ、総数では192人増加（男性34人、女性158人増加）している。

また、平成27年度に新たに育児時間を取得した非常勤職員は22人（全て女性）となっており、前年度に比べ、５人減少（男性２人、女性３人減少）している。

第５節　自己啓発等休業制度

自己啓発等休業制度は、公務において行政課題の複雑・高度化が顕著となっている情勢に対応できるよう、職員について幅広い能力開発を促進していく必要がある等の観点から、自己啓発等休業法により、自発的に職務を離れて大学等で修学することや国際貢献活動への参加を通して国際協力に資することを希望する意欲ある職員に対し、職員としての身分を保有しつつ、職務に従事しないことを認めることができる無給の休業制度である。

平成27年度に新たに自己啓発等休業を取得した常勤職員は、10人（男性４人、女性６人）となっており、前回調査（平成25年度）に比べ、総数では20人減少（男性９人、女性11人減少）となっている。また、自己啓発等休業を休業事由別にみると、大学等における修学が７人、国際貢献活動が３人となっており、平均休業期間は、１年８月（平成25年度１年８月）となっている。

第６節　配偶者同行休業制度

配偶者同行休業制度は、公務において今後の活躍が期待される有為な職員の継続的勤務を促進し、もって公務の円滑な運営に資する観点から、配偶者同行休業法により、外国で勤務等することとなった配偶者と生活を共にすることを希望する職員に対し、職員としての身分を保有しつつ、職務に従事しないことを認めることができる無給の休業制度である。

平成27年度に新たに配偶者同行休業を取得した常勤職員は59人（男性８人、女性51人）となっており、前年度に比べ、総数では６人減少（男性５人増加、女性11人減少）となっている。また、配偶者同行休業を配偶者の外国滞在事由別にみると、外国での勤務が47人、事業の経営が１人、修学が11人となっており、平均休業期間は、２年（前年度２年１月）となっている。

第７節　災害補償

災害補償制度は、職員が公務上の災害（公務災害）又は通勤による災害（通勤災害）を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補塡（補償）と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）を行うことを目的としている。現在、補償法等において12種類の補償及び18種類の福祉事業が定められている。その直接の実施には各実施機関（各府省等）が当たり、人事院は、補償法の完全な実施のため、実施に係る基準の制定、実施機関が行う補償等の実施についての総合調整等を行っている。

１　災害補償の制度改正

次の事項について改正を行い、平成28年４月１日から施行した。

⑴　年金たる補償と他の公的年金が併給される場合の調整率

同一の事由により、年金たる補償と他の公的年金が併給される場合に、年金たる補償の年額に乗じる率について、労働者災害補償保険制度における率が改定されることを考慮し、傷病補償年金と障害厚生年金等が併給される場合に係る率を改定した（規則16―０（職員の災害補償）の一部改正）。

⑵　介護補償

介護補償の最高限度額及び最低保障額を次のように改定した（「災害補償制度の運用について」（昭48.11.１職厚―905）の一部改正）。

		改定前	改定後
常時介護	最高限度額	104,570円	104,950円
	最低保障額	56,790円	57,030円
随時介護	最高限度額	52,290円	52,480円
	最低保障額	28,400円	28,520円

⑶　障害特別援護金

通勤災害による傷病が治癒したときに一定の障害を残す者に支給される障害特別援護金の限度額について、975万円から915万円に改定するとともに、各障害等級ごとの障害特別援護金の額についても改定を行った（規則16―３（災害を受けた職員の福祉事業）の一部改正等）。